

ほそろぎ
細呂木地区 活性化計画

ふくいけん
福井県(代表)
ふくいけん あわらし
福井県 あわら市

平成22年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	細呂木地区活性化計画					計画期間(※2)	平成22年度～平成26年度
都道府県名	福井県	市町村名	あわら市	地区名(※1)	細呂木地区		

目標 : (※3)

本地区は、昭和40年代の団体営圃場整備事業(樋山、橋屋)や国営坂井北部開拓建設事業(細呂木)によって、20～30ha区画に整備されたが、整備後約30年以上が経緯し、経年劣化による施設の老朽化や、現状の区画規模では営農効率が悪いことから多大な労力を要している。農家の高齢化も進んでおり、今後担い手への農地集積が不可欠となっている。

このため、当地区の農業基盤の整備により、農用地の集団化、利用集積進め、農業農村の振興と定住化促進を図ることが必要である。目標としては、平成24年度に基盤整備に取り組むことを目指し、企業的営農の展開を目指す。さらに、地域の活性化を図るため農村定住者の維持を図ることを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、北潟湖周辺にあって、河川河口付近に広がる水田地帯で、周辺を緑豊かな山々に囲まれた田園地域である。平成19年度から農地・水・環境保全向上対策に積極的に取り組んでおり、農業者のみならず地域住民も農業や環境に対する意識が高く、平成21年度には、ため池にて生態系調査や外来種駆除を実施している。

地区内の営農状況は、水稻を中心に1特定農業法人組織と1名の認定農業者を中心に農地集積を図っており、水稻＋大麦による営農を展開している地区である。

現状と課題

本地区は、昭和40年代に団体営圃場整備事業や国営総合農地開発事業により20～30a区画に整備されたが、用排水施設は造成後約30年以上が経過しており、経年による老朽化が著しい。圃場は、排水不良による湿田化や慢性的な用水不足による用水管理労力が増大しており、さらに、降雨時には排水不良に伴う農地等の冠水被害が生じているため、農業経営合理化の著しい障害となっている。また、近年では鳥獣害被害が発生し始め、農業に対する意欲低下とそれに伴う耕作放棄地の拡大が懸念される。このため、課題解決に向けて、農地の汎用化や営農機械の大型化に対応した圃場の大区画化、慢性的な用水不足の解消を図る必要があり、基盤整備を契機とした農地集団化を促進し、営農組織等による企業的営農の展開が必要である。

今後の展開方向等(※4)

経営体育成基盤整備事業を実施し、圃場の大区画化による省力化、低コスト化を実現し、用排水路の整備により慢性的な水不足の解消を図る。またこれら生産基盤の整備を契機とした農地集団化を促進するとともに、営農組織等を立ち上げ、企業的営農の展開を図ることにより、地域の農業者等の定住促進を図り、地域の活性化を目指す。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
あわら市	細呂木地区	基盤整備(⑬地形図作成)	細呂木北部土地改良区	有	イ	H22年度(予定)
あわら市	細呂木地区	基盤整備(⑭農用地等集団化)	細呂木北部土地改良区	有	イ	H23年度(予定)
あわら市	細呂木地区	農業農村整備事業実施計画	福井県	無	イ	H22年度(予定)
あわら市	細呂木地区	経営体育成基盤整備事業	福井県	無	イ	H24年度～H29年度(予定)

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
あわら市	細呂木地区	経営体育成促進事業	細呂木北部土地改良区	無	H24年度～H29年度(予定)

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

細呂木地区(福井県あわら市)	区域面積(※2)	53. 6ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積53. 6haのうち農用地面積は46. 0haで85. 8%を占める。		
②法第3条第2号関係: 地域人口の減少(H17→H21で2.0%減)の傾向からみて、農業農村の活性化のためには、生産基盤の整備を契機に企業的営農を展開し、農村定住者の維持(減少率2.0%以内)を図ることが必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は農業振興地域であり、市街化区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ) 該当なし

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	氏名	住所	土地所有者	農地(※2)	市民農園施設	
					権利の種類(※1)	氏名					市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4) 該当なし

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二) 該当なし

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、経営体育成基盤整備事業の実施により、水田農業の活性化および地域の定住化等の促進の基盤となる農業生産基盤の整備を図り、事業の早期実施および定住人口の減少の抑制(減少数2.0%以内)を目標としている。達成状況の把握は、計画期間後に経営体育成基盤整備事業の採択、地区内の農用地利用状況と関係農家の意向把握および換地処分の円滑な実施を行うための換地計画策定を確認した上で、地域住民の定住状況を直接確認することで検証する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

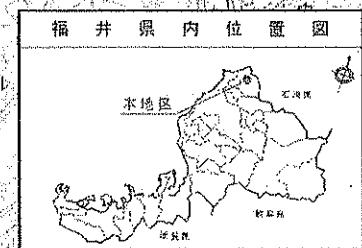
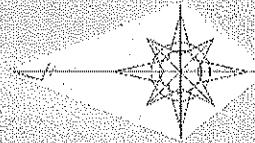
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。

関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

橘町

細呂木地区活性化計画区域図



A = 46. Oba

S = 1 : 25, 000